

総務文教委員長報告

総務文教委員長 野田 粹之

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期臨時会で当委員会に付託されました案件は、「議案第36号 専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例等の一部改正について）」ほか議案4件であります。

当委員会は、5月18日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については、いずれも承認、議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第36号 専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例等の一部改正について）」は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたものであり、事務執行上、急を要したことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

委員からは、改正特定都市河川浸水被害対策法や改正下水道法に基づき浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準を価格の3分の1とする特例措置の創設に関して、本市に対象となる区域や施設は存在するののかとの質疑があり、理事者からは、本市において対象となる区域や施設は存在しないが、今後該当するような事案が発生した場合には、担当課とも連携して申請をしていただくよう努めたいとの説明を受けました。

また、委員からは、セルフメディケーション税制の適用期限延長及び対象となる医薬品の見直しに関して、本市において、この制度を利用している件数について質疑があり、理事者からは、現時点において、令和3年度、令和2年度はいずれも6件、令和元年度は7件となっているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認いたしました。

次に、「議案第37号 専決処分の承認について（鳴門市職員諸給与条例の一部改正について）」は、令和3年4月1日付人事異動に伴い、所要の改正を行う必要が生じたものであり、事務執行上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認いたしました。

次に、「議案第39号 工事請負契約の締結について（鳴門市道の駅新築工事のうち建築工事）」、「議案第40号 工事請負契約の締結について（鳴門市道の駅新築工事のうち電気工事）」及び「議案第41号 工事請負契約の締結について（鳴門市道の駅新築工事のうち管工事）」については、鳴門市道の駅新築工事に関する請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。3議案は関連する議案であるため一括議題とし、同時に説明を受けました。

委員からは、入札後審査方式制限付一般競争入札の内容について質疑があり、理事者からは、参加資格等に係る一定の制限に関して要件が満たされているのか入札後に確認する制度であるとの説明を受けました。

さらに、委員からは、電気工事及び管工事において、最低制限価格と落札金額が僅差であることについて質疑があり、理事者からは、最低制限価格については、入札額の平均等を利用し、一定の計算式をもって算出されることから、事前に応札業者には分からないようになっている。電気工事においては、応札業者12者中、5者が最低制限価格を下回っており、管工事においては、応札業者8者中、1者が最低制限価格を下回っていたことから、それらを除いて、一番低い金額で入札した者が落札業者となっているとの説明を受けました。

また、委員からは、地方創生拠点整備交付金の関係から今年度中に施設を完成させなければならないとのことであるが、完成を急いでいるのであれば、入札後審査方式制限付一般競争入札ではなく、当初から新庁舎整備事業と同様にデザインビルド方式とし、公募型プロポーザルにより事業者の選定をすればよかったのではないのかとの質疑があり、理事者からは、一般的に交付対象事業については交付決定を受けた後に着手するものであり、この交付金については令和2年度からの繰越しとなっており、令和3年度中に事業を完了する必要があることから、公募型プロポーザル方式で事業者を選定すれば、事業者がプレゼンテーション等のための資料等の作成に、1ヶ月から2ヶ月程度の日数を要し、不測の事態で工事が進まない場合も想定した結果、入札後審査方式制限付一般競争入札を利用して事業者を選定したとの説明を受けました。

また、委員からは、工期が1年弱と短いことから、無理をして事故などを起こさないように適切な処置を施してほしいとの意見がありました。

また、委員からは、この施設は地盤高から勘案すると1階部分については、災害発生時に浸水する想定なのかとの質疑があり、理事者からは、この施設の周辺は、津波浸水が最大で2メートルから3メートル、また洪水等で0.5メートルから3メートル浸水するエリアとなっており、検討はしたが周辺施設等の関係もあり、現地盤高から一階の床を3メートル以上かさ上げすることが出来なかった。ただし非常用発電機や非常用の水槽等については、2階に設置しており、屋上デッキについては地盤から5メートルに位置していることから一時避難場所として利用できるとの説明を受けました。

また、委員からは、電気自動車用充電設備工事に関して何基、設置するのかとの質疑があり、理事者からは、1基であるのと説明がありました。

さらに、委員からは、電気自動車等の今後の普及を見据え、充電設備等をさらに充実するための場所は確保出来ているのかとの質疑があり、理事者からは、調査の結果、現時点において充電設備の稼働率は低い状況であることから、まずは1基設置し、今後の動向次第では、その隣に増設することも検討したいとの説明がありました。

また、委員からは、道の駅への進入のしやすさは非常に重要であることから、今後とも、その点について検討をしてほしいとの意見がありました。

理事者からは、国道からの進入路について、引き続き関係者と協議していきたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第39号、議案第40号及び議案第41号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。